【魚沼市:保育園等利用調整基準指数表】

ふりがな		生 年 月 日	年　　月　　日
児 童 氏 名			

■ 基準指数 ： 父、母の状況について、それぞれ当てはまる項目の指数を**1つ選んで〇を**つけてください。

事　由		保護者の状況			父	母
1	家庭外労働	週５日以上の就労 または 月20日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	10	10
				６時間以上	9	9
				５時間以上	8	8
				４時間以上	7	7
				３時間以上	6	6
		週４日の就労 または 月16日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	9	9
				６時間以上	8	8
				５時間以上	7	7
				４時間以上	6	6
				３時間以上	5	5
		週３日の就労 または 月12日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	8	8
				６時間以上	7	7
				５時間以上	6	6
				４時間以上	5	5
		月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない			4	4
2	家庭内労働	週５日以上の就労 または 月20日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	9	9
				６時間以上	8	8
				５時間以上	7	7
				４時間以上	6	6
				３時間以上	5	5
		週４日の就労 または 月16日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	8	8
				６時間以上	7	7
				５時間以上	6	6
				４時間以上	5	5
				３時間以上	4	4
		週３日の就労 または 月12日以上の就労	１日の 就労時間	７時間以上	7	7
				６時間以上	6	6
				５時間以上	5	5
				４時間以上	4	4
		月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない			3	3
3	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がない				10
		育児休業中			3	3
4	疾病等	疾病・負傷	1か月以上の入院または常時寝たきりの状態		10	10
			自宅での安静加療		8	8
			上記以外の状態で常時保育が困難なもの		6	6
		障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aまたは同程度		10	10
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳Bまたは同程度		8	8
			身体障害者手帳4級以下		4	4
5	親族の介護・看護	常時付き添いが必要なもの(要介護度4以上または同程度)			10	10
		常時ではないが保育が困難なもの(要介護3以上または同程度)			8	8
		上記以外の状態で保育が困難なもの			5	5
6	災害	災害復旧のため保育ができない場合			10	10
7	親の不在(死亡、離婚、行方不明、拘禁等)　※不在の方に〇				10	10
8	その他	求職活動等	就労確定または内定(事由1の点数を準用)		※	※
			求職活動		3	3
		就学(大学・専門学校・職業訓練校への通学)			8	8
		小学校入学準備(年長クラスのみ該当)			5	5
		虐待のおそれがある等、特別な理由により保育が必要と判断される場合			10	10

※ 事由1.2の就労時間には休憩時間を含みます。
※ 事由8の※欄には、事由1の状況から該当する時間の指数を記入してください。

≪裏面も記入してください≫

■ 調整指数 ： 該当する項目の指数**すべてに〇**をつけてください。

区　分	項　　目		調整指数
世帯の状況	ひとり親世帯		5
	生活保護世帯		5
	障害者(児)等がいる世帯	申込児童(療育手帳等の手帳の交付または療育相談を受けている)	5
		申込児童以外 ※基準指数の事由4･5に該当の場合は適用しない	3
	保護者(生計中心者)の失業により就労の必要性が高い場合		5
	産休明け･育休明け(家庭外労働者のみ)		5
	同居の祖父母が65歳未満で当該児童を保育できる状態にあること		△3
	同居の祖父母が65歳以上で当該児童を保育できる状態にあること		△1
申込の状況	兄弟姉妹が同一の施設にすでに入園している場合 (求職活動中で入園している兄弟姉妹が未満児クラスの場合は調整指数「2」)		5 または 2
	兄弟姉妹と同時申請で、同一施設の利用を希望する場合		2
	申込児童以外の就学前子どもを保育園･幼稚園等に預けていない世帯		△1
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児		5
	申込児童の転園(他の教育･保育施設より) ※新年度募集時のみ適用		5
その他	専門機関から集団保育の必要があると判断された場合		3
	上記の理由のほか、明らかに保育できない状況であると判断されるもの ※保健師等意見書添付		10

基準指数	点
調整指数	点
合計	点

◆ 保育所等の利用申込者数が、施設の定員を超えた場合には利用調整を行います。
◆ 利用調整では、基準指数と調整指数の合計により、保育の必要性を客観的に審査します。
◆ 基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、優先順位を判定します。

※ 基準指数と調整指数の合計が同点となった場合の優先順位

順 位	優 先 項 目
1	基準指数の合計が高い場合
2	世帯の合計所得がより低い世帯
3	養育する小学生以下の子どもの人数

■下記の内容について、記入および該当する番号に〇をつけてください。

	続 柄		年 齢	状 況	保 育 で き な い 理 由
祖父母の状況	父 方	祖 父	歳	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在	1. 就 労　2. 疾 病　3. 障 害　4. 介 護 5. その他（　　）
		祖 母	歳	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在	1. 就 労　2. 疾 病　3. 障 害　4. 介 護 5. その他（　　）
	母 方	祖 父	歳	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在	1. 就 労　2. 疾 病　3. 障 害　4. 介 護 5. その他（　　）
		祖 母	歳	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在	1. 就 労　2. 疾 病　3. 障 害　4. 介 護 5. その他（　　）

利用調整について	希望する施設に入園できなかった場合	
	1	入園の申し込みを取り下げる。
	2	第１希望～第３希望の施設が空くまで待つ。
	3	希望する施設以外でも入園できる施設があれば入園したい。
	(既にきょうだいが入園している。または、同時申請のきょうだいがいる場合)	
	4	別々の施設でも入園を希望する。
	5	１人でも先に入園させたい。　→ その後は、 Ⅰ．同じ施設が空くまで待つ。 【優先児童:　　】　Ⅱ．別の施設でもよい。